

広島県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市小泉町字窟堂山二五一の四、字耳津山二五四の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため